

令和3年塩尻市議会9月定例会

社会文教常任委員会会議録

○日 時 令和3年9月13日（月） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第11号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第12号 塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第13号 塩尻市医学生奨学資金貸与条例

議案第14号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○出席委員

委員長	小澤 彰一 君	副委員長	樋口 千代子 君
委員	平間 正治 君	委員	西條 富雄 君
委員	金子 勝寿 君	委員	山口 恵子 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	永田 公由 君
議長	牧野 直樹 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君		

午前9時58分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから9月定例会社会文教常任委員会を開会します。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 お忙しい中、委員会をお開きいただきましてありがとうございます。御提案を申し上げております各議案に対しまして、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げます。

○委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当常任委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。日程について、副委員長から説明します。

○副委員長 皆さん、おはようございます。本日は午前中に議案の審査を行い、委員会終了後、議会側案件による協議会を開催いたします。視察の予定はありませんので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 ありがとうございます。ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第 11 号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第 11 号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 お手元の議案関係資料 14 ページを御覧ください。議案第 11 号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず、1 の提案理由ですが、内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な改正をするものです。この内閣府令であります、子ども・子育て支援法の規定により、主に施設運営の財政支援として給付費を支給するために市が確認すべき基準等を定めております。

2 の概要ですが、特定教育・保育施設等が記録、作成等を行うもので、書面等によることが規定されているものについて、当該書面等に代えて電磁的記録により行うことができるようにするものなどです。

3 の条例の新旧対照表につきましては、15 ページを御覧ください。表右側の現行第 5 条第 2 項から 17 ページの第 6 項までは、利用申込者に対する重要事項に係る文書の交付を電磁的方法、具体的に申し上げますとメールや記録媒体による方法等で提供できることなどが規定されていますが、この後の第 53 条に移すために、一旦削るものです。以下、14 条から 20 ページの第 50 条までの下線部の改正は、基準となります内閣府令に準じた用語や規定の整備であります。

次に、20 ページの左側の第 53 条は、第 5 条において削りました電磁的記録等に係る条文を改めて定めるとともに、この条例中、書面等により行うことが規定されているもの全てを対象とするものであります。第 2 項では、電磁的記録による提供方法として、第 1 号でメール送信やホームページなどによる交付。第 2 号はシー・ディー・ROM などによる交付を規定しております。

次の 22 ページ第 4 項では、あらかじめ保護者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し承諾を得ること。第 5 項では、電磁的方法を受けない旨の申出がある場合は、これを行わないこと。第 6 項では、同意の取得の場合についても、以上の規定を準用することを規定しております。

14 ページにお戻りいただきまして、4 の条例の施行等ですが、公布の日から施行させていただくものです。

なお、補足説明いたしますと、改正の目的は特定教育・保育施設等が記録、作成等を行う書面等について、電磁的記録により行えるようにすることで、保護者の利便性の向上と事業者の業務負担軽減を図るものです。なお、電磁的記録の対象となる書面は、利用申込み時の重要事項の説明の交付、保護者への金銭の請求理由の交付とその説明に対する同意などが該当します。説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○西條富雄委員 重要事項を電子情報処理するということで、サイバー対策などについてお伺いしたいのですが、このクラウドは市役所と同じものを使うのか、別のものを使ってのサイバー対策をするのか、その辺を教えてください。

○こども課長 こちらは総則規定でして、例えば会社で用意いたしますシステムですとか、これは保護者の方にログインID、パスワードを配って行うものです。または、ホームページから重要事項説明についてはダウンロードできるような形、閲覧できるような形というのを想定しておりますので、省令の基準の中で行うべきものを定めているものでして、市のほうでシステムを用意するものではありません。

○西條富雄委員 先ほどの説明の中で、保護者との機密情動的な部分の交換があるような話をちょっと聞いたものですから、その辺のところは心配になったので伺ったのです。その辺は大丈夫でしょうか。

○こども課長 保護者の情報につきましては、こちらについても必ず同意を得て行うということになっておりまして、特定教育・保育施設等が、例えば他の団体にその情報を送信する場合等につきましても、必ず同意に基づいてセキュリティの高い手段を用いて行うということを規定されております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○金子勝寿委員 ちょっと若干、離れるかもしれない。保護者の皆さんとかコードモンとか、アプリで始まった中で。ごめんなさい、これ違うな。また、別の機会にします。

○委員長 ちょっと私から1点。副委員長いいですか。司会を交代します。

電子媒体にしていった場合、例えばサーバーだとか太陽の黒点の活動だとか、あるいは有事の際にだとか、消えてしまうような場合、これはデータの保管というのはどのように担保されるのでしょうか。

○こども課長 これらの情報は、保育施設等が自分たちの事務で持っているサーバー、電子媒体において必ず保管するものですので、その辺は各事業者のセキュリティポリシーに基づいて行われるべきものと考えております。以上です。

○副委員長 よろしいですか。

○委員長 ほかにありませんか。

それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第11号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第 11 号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第 12 号 塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○**委員長** 議案第 12 号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**こども課長** それでは、議案第 12 号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案関係資料 24 ページを御覧ください。

まず、1 の提案理由ですが、厚労省の基準省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な改正を行うものです。先ほどの議案第 11 号が給付費を支給するための確認に必要な基準を定めていたのに対し、この基準省令では、主に家庭的保育事業等の設備及び運営に関する最低基準を定めております。

2 の概要ですが、家庭的保育事業者等が記録、作成等行うもので、書面によることが規定されているまたは想定されているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができるようにするものです。

3 の条例の新旧対照表につきましては 25 ページを御覧ください。第 7 条は保育所等との連携について定めた条項ですが、各下線部の改正は基準となる省令に準じた用語や規定の整備であります。26 ページを御覧ください。左側の改正案、第 50 条として新たに電磁的記録により行うことができる旨の規定を定めるものであります。

24 ページにお戻りいただきまして、4 の条例の施行等ですが、交付の日から施行させていただくものです。

補足説明いたしますと、改正の目的は先ほどの特定教育・保育施設等の場合と同じく、保護者の利便性及び業務効率の向上であります。電磁的記録の対象となる書面は運営規定と帳簿のほか、想定される書面全てとなります。説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**永田公由委員** この家庭的保育事業者というのは、どういった施設を指すのか、また市内にはあるのか、ないのか。

○**こども課長** 家庭的保育事業者は、本市の場合、小規模保育事業所になりまして、4 園ございます。定員は 19 名以下の園になりまして、名称で申し上げますと、ひかりテラス保育園、みのむしのおうち、塩尻みらい保育園、郷原つつじ保育園です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第 12 号については、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 12 号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。
次に進みます。

議案第 13 号 塩尻市医学生奨学資金貸与条例

○委員長 議案第 13 号塩尻市医学生奨学資金貸与条例を議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、議案第 13 号塩尻市医学生奨学資金貸与条例の制定につきまして御説明申し上げます。議案関係資料の 28 ページを先にお開きください。

制定の理由につきましては、市民が安心して医療を受けられる地域医療体制を整えるために、将来にわたって地域医療を支える人材を育成することを目的として、医学生等を対象とした奨学資金貸与制度を設立することに伴い、新たな条例を制定するものです。概要につきましては、医学生奨学資金貸与制度について貸与対象者、貸与条件等、必要な事項を定めるものです。条例の施行等につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。

次に条例案につきまして、議案集 18 ページ目をお願いいたします。

まず第 1 条、目的です。この条例は、医師を目指す者に奨学資金の貸与を行うことにより、将来にわたり地域医療を支える人材の育成及び確保を図ることを目的としております。

第 2 条、奨学資金ですが、貸与する奨学資金の種類は、修学資金、研修資金及び入学一時金として、未来になが医療確保基金を活用するものです。

第 3 条、貸与の対象者ですが、対象者は、学校教育法第 1 条に規定する大学の医学科に在学する者、又は医師法第 16 条の 2、第 1 項に規定する臨床研修を受けている医師であって、次の要件を満たす者とします。第 1 号、奨学資金の貸与を受けようとする者の保護者であった者が、本市に引き続き 1 年以上居住していること。これは、令和 4 年 4 月 1 日からの成人年齢引下げに伴い、保護者であった者という表現をしています。第 2 号、奨学資金の貸与を受けようとする者が、中学校及び高等学校の教育課程の全期間において市内に住所を有していること。第 3 号、他の制度により別に学資の貸与等を受けていないこと。こちらは現行の奨学資金貸与制度と同様となっております。第 4 号、将来、地域医療を支える医師として業務に従事しようとする意思のある者であることとします。

続きまして第 4 条、貸与の額ですが、奨学資金の貸与額は 3 ページの別表のとおり、修学資金及び研修資金については月額 30 万円以内で、8 年間で最大 2,880 万円となります。入学一時金については 200 万円以内といたします。

1 ページにお戻りいただき、第 5 条、貸与の条件ですが、貸与の条件については、次の各号に定めるとおりとなります。第 1 号、修学資金の貸与期間については、大学卒業までの 6 年間を限度とします。第 2 号、研修資金の貸与期間については、臨床研修修了までの 2 年間を限度といたします。第 3 号、入学一時金については、入学年度において貸与の決定を受けた者に限り、貸与するものです。次に 2 ページをお願いいたします。第 2 項、奨学資金の貸与利子は、無利子といたします。

第 6 条は、申請について規定しております。

次に第7条、貸与の決定ですが、市教育委員会は奨学生選考委員会の意見を聴き、市長と協議して奨学資金の貸与の決定を行うものとします。なお、奨学生選考委員会は、現行、教育長、教育委員4名、民生児童委員協議会長、健康福祉事業部長の7人で構成しております。

次に第8条は、貸与の休止または停止です。第1項、奨学生が大学を休学、停学又は臨床研修を中断したときは、その期間について奨学資金の貸与を休止します。第2項、奨学生が第3条に掲げる要件を欠いたとき、奨学資金の貸与を辞退したとき、又は教育委員会が奨学生として不相当であると認めたときは、奨学金の貸与を停止するものです。

続きまして第9条、奨学資金の償還。償還の規定については規則で定めることとしますが、貸与期間の2倍の期間で償還することを考えております。最長で16年間となります。

次に第10条は償還の猶予についての規定です。

続きまして第11条、償還の免除ですが、免除要件としましては臨床研修修了後、松本圏域内、3市5村の医療機関に医師として従事した場合に、全額または半額の免除をすることができることとしております。松本圏域とした理由は、幼児から高齢者まで多くの塩尻市民が松本圏域内の医療機関で診療を受けており、本市としても松本医療圏域を地域医療における重要な位置づけと捉えていること、また現在、市内には分娩施設や公的医療機関がなく、市としての受け皿の確保が困難なことから、広く松本圏域の地域医療を支える医師を育てることができれば、塩尻市民にも恩恵があると考えたものです。この制度を利用した医師が松本圏域で経験を積み、将来塩尻市内に開業していただけることを期待しているものです。

第1号は全額免除の規定であり、1点目として、塩尻市内に生活の本拠を有し、松本圏域内の医療機関に医師として従事した場合。2点目として、本市に生活拠点がなくても産婦人科または小児科の医師として松本圏域内の医療機関に従事した場合としております。成り手不足であり、子育てに関わる産婦人科及び小児科の医師を優遇するものです。3ページをお願いいたします。第2号は半額免除の規定であり、塩尻市外に生活の本拠を有し、松本圏域内の医療機関に医師として従事した場合としております。居住要件の規定については、市内居住者と市外居住者との差別化を図るため、住民税の納税義務がない市外居住者は半額免除としたものです。

続きまして、第2項免除の期間は、臨床研修修了後の翌月から起算して奨学金の貸与期間と同じ期間としており、最長で8年間、松本圏域内の医療機関に従事した場合となります。

第3項は、第1項の規定以外に奨学資金の償還を免除できる規定となります。

本条例については、令和4年4月1日から施行するものです。

また、医学生奨学資金制度の予算化は、現行の奨学金制度と合わせて、来年度の予算編成に向けて在り方を含めて検討していきたいと思っております。私からの説明は以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○山口恵子委員 奨学金の免除、返済免除の条件についてお聞きします。市内に住んでいる場合と市外に住んでいる場合で、それぞれ医師として従事した場合という条件がありますが、従事する年数は両方とも8年間ということではよろしいですか。

○教育総務課長 医師として勤務して貸与期間と同じ期間になりますので、最大で8年間となります。

○山口恵子委員 それと、特に市外に住んでいながら松本圏域の医療機関の産婦人科医、小児科医として従事し

た場合が全額免除の条件になっていますが、このときの産婦人科医の取扱いなのですから、分娩施設のある施設と外来のみ、今の産科医療ネットワーク制度では外来のみ実施しているという医療機関がありますが、その区別はなく、産婦人科医という形であれば対象になるのかどうかお聞きします。

○**教育総務課長** 想定しているところでは、やはり市内に分娩施設がありませんので、分娩を取り扱うことができる産婦人科を想定しているところです。

○**委員長** よろしいですか。

○**山口恵子委員** はい。

○**委員長** ほかにありませんか。

○**副委員長** 第3条で2点お伺いしたいと思いますけれども、医学を履修する課程に在学する者というところなのですから、この条例、4月1日施行なのですから、現在、医学部の1年生、2年生という方は該当になるのかというのが1点と、(2)の中学校及び高等学校に在学する全期間というのが、高校から松本圏域外の高校に行かれて医学部を目指す方もいらっしゃるわけですから、親元に住所が置いてあればオーケーなのかという2点についてお伺いしたいです。

○**教育総務課長** まず1点目、医学を履修する課程にある者ということで、こちらについては新年度、令和4年4月1日の入学に限らず、現在、医学生として学んでいる方も対象にしたいと考えています。なお、要件としまして、ほかの奨学金貸与制度を利用していないことを設定していますので、ほかから借りていなくて今回この制度を利用したいという方が対象になります。

それから、中学校及び高等学校の件ですけれども、基本的に住民票を置いてあることが、まず第一前提になるかと思っております。松本圏域外の高校に通うということになると、基本的には住民票を置きながら自宅から通うというのが条件として考えられるかと思っております。以上です。

○**副委員長** 自宅から通っていないなければいけないですか。寮生活をしているとか、その点はいかがでしょう。

○**教育総務課長** 寮生活をしている場合には、親御さんが扶養義務者になっていますので、住民票をこちらに置きながら寮生活をしていただいている場合については、該当させていただきたいと考えております。

○**委員長** よろしいですか。

○**山口恵子委員** この制度は、11年から13年ぐらい後に返済が具体的には始まるという内容だと思うのですが、現在、市で日本学生支援機構の奨学金などの返済をした場合、その返済金額に対する支援制度を検討していただいていると思うのですが、市で現在返済支援をするための制度の対象としてこの制度が該当するのかわか、その辺のお考えをお聞きしたいのですけれども。

○**教育総務課長** 現在検討している制度について、できれば該当させていく職種にもなるかと思うのですが、ただ、大きな免除規定をしておりますので、今考えている支援制度の助成金としては、免除がある分については該当がなくなってくるのではないかと考えていますので、この条例の中身でいくと、ここへ戻ってきて、塩尻市内に住んで働けば全額免除ですので、それで終わってしまうという形になろうかと思っております。

○**委員長** よろしいですか。

○**山口恵子委員** はい。

○**委員長** ほかにありませんか。

○古畑秀夫委員 ほかの市でも取組をしているところがあるようですけれども、あまり利用者がいないというようなお話も聞くわけですから、どの程度を想定しているかお聞きしたいと思います。

○教育総務課長 県内他市の状況から見ますと、聞いているところでは、多くても年間1件から2件の手続き、申請があるというように聞いております。ただ、県内他市の制度をもっている自治体には、それぞれ公的医療機関をもって、そこへ医師として雇うという形でやっておりますので、それでも1、2件程度という中では、本市におきましても毎年あるかどうか分からないのですけれども、年間数件、1件から2件で、あってもそのぐらいではないかと見込んでおります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○金子勝寿委員 基本的なことを。3条の(1)から(4)までの条件を全て得た上で申請できるということになるのかという確認と、それから、(2)で中高、要は6年間塩尻市内に住所を置いておかないといけないということで、高校だけでもいいのかなと思ったのですが、中学まで入れた理由は他市も同じだったのか、2点お願いします。

○教育総務課長 まずは、第3条は第1号から第4号まで全て要件として該当しなければならないという状態になっております。

それから中学校を加えた理由ですけれども、できれば、当初0歳から18歳までというようなことも検討はしてみました。ただ、生まれてから18歳までずっと塩尻市で住まわれる方、あるいは途中から転入してこられる方もいますので、将来の自分の人生設計ではないですけれども、夢をきちんと持てるようになる中学生からにしてみてもどうかということで中学生から高校生までの6年間というものを該当としたものです。

○委員長 ほかにありませんか。

○平間正治委員 本会議でもやりましたのでくどくどやりませんが。理念は、何回も言っているように非常にいいことだと思うのですけれども、中身を細かく見ていくと、いっぱいぎくしゃくしている部分が見ようによっては見えるところがあるので、それはやはり整理していく。条例を設置するので、どこから見ても一定程度の評価、理解をいただけるようなものに整えていく必要があると思います。医療圏制度と地域医療圏の体制を確立していくということの一つだと思うのです、本当に。教育委員会が担当する部分ですから、それはそれでいいので、ぜひ実効性があるものにしていただくといいことで、これは要件もいろいろありますけれども。極端に言うと、本当に塩尻市の一次医療圏を確実にしていくということになると、医者が不足していくということになれば、直接的に医院や何かを開業する人を招致する方法とか、もっと極端なことを言うと、信大生に、医学部に、誰か塩尻で、卒業したら開業しないかと、こういう奨学金を紹介してもいいですし、そういうことをいろいろ考えながらやっていただきたい。それと、全体的なことになる地域医療圏確立のための体系立った方策として、これは教育委員会ではなくて担当する部署でしっかりした体制を整えて、体系立った総合的な計画というものをもってやっていくことが必要だと思います。これからの将来にとって、地域医療の確保ということは本当に大事なことになってくると思うので、ぜひ、これは要望として申し上げておきます。

○委員長 ほかにありませんか。

○山口恵子委員 今の平間委員の関係でお聞きしたいのですけれども、地域医療圏の取組の中で、長野県としてどういった施策をしているのか、どういった支援をしているのかということをお聞きしたいと思います。県内で

は松本医療圏はかなり医療施設や医師が充実しているということは聞いているのですが、塩尻市内はかなり本当に厳しい現状がありますので、県としてどのような取組を、特に松本医療圏に関して取り組んでいるのかお聞きします。

○教育総務課長 私の知り得ている範囲で、まずお答えさせていただきたいと思うのですが、松本医療圏にしましては長野県の医師確保計画というものがあまして、先ほど委員がおっしゃられましたように松本圏域は医師多数区域と位置づけられております。県内の医療全体の充実に対応する高度先推進医療や急性期医療等と在宅医療を含む医療圏内の一般診療が持続的に提供されるとともに、医師の養成や育成等を行う体制の確保を目的とする重要な圏域と位置づけておりますので、そういった部分で長野県としても投資であったり人材確保であったりということを積極的にやっているというのが1点あります。それから、主にへき地になろうかと思うのですが、地域医療を支えるために、長野県では医師の確保として奨学資金制度があります。大学と提携して地域枠というものをして、毎年数名程度、奨学生に対して貸与しています。将来的に長野県に帰ってきて、県が指定する病院で9年程度勤務すれば、全額免除されるという制度もありますので、県とするとそういった取組をしているというように思っております。

○健康福祉事業部長 あとそのほかに、県としましては地域医療人材拠点病院支援事業というのをやっておりまして、圏域内の医療資源の偏在を解消するというような目的の中で、松本医療圏については相澤病院がこの病院の指定を受けておりまして、この病院が、圏域内等の医療資源が乏しい病院等に人材等を派遣した場合の経費を助成する制度がありまして、そういう事業を行いながら圏域内の医療資源の偏在を解消する、そのような事業を行っております。

○委員長 よろしいですか。

○山口恵子委員 関連で、松本地域出産医療ネットワークで取り組んでいる今の分娩の外来と出産施設の取組はかなり認知度も上がってきて、すごく好評というか安心して出産できる制度になっていますが、そこの中での医師不足、産科医不足、または小児科医不足に対して何か今後の将来的な取組がどのように行われているのか、もし分かったらお聞きしたいと思います。

○健康づくり課長 具体的にどういった取組をしているかというのは存じていないのですが、今、分娩医療機関として6機関、健診医療機関として15機関ありまして、それぞれが連携をしながら地域の分娩体制を維持するような形で取り組んでいるところです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○永田公由委員 もし分かったらいいのですが、例えば医学部でも私立と公立と違います。大体、6年間でも1年間でもいいのですが、どのぐらい要るのか。平均でいいのをお願いします。

○教育総務課長 大学の授業料についてお答えいたしますが、国公立大学が6年間で大体400万円ほどになりますし、私立大学は平均が大体3,000万円ほどになっております。少ないところでも2,000万円から、多いところでは5,000万円ほどかかるような状況と聞いております。

○永田公由委員 入学金についてはどうですか。

○教育総務課長 入学金は、国立大学では大体30万円ほど、私立大学は最低でも300万円ほど、大学によっては1,000万円を超えるというようなところもあります。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 要望なのですけれども、今、地域医療ですとか開業というお話も上がってきておりますけれども、現在の開業していらっしゃる先生方の後継者の皆さんは、ほとんど勤務医になるという状況がありまして、開業への道は遠いというような状況を伺っております。今後、この奨学金が例えば1人、2人、軌道に乗ってきたとき、開業支援というもの、どういう条件を整えば開業していただけるかということをご研究していただきたいと思っております。

特に、お産に関しては、300件のお産では経営が成り立たないと思うのです。市長が何回も答弁なさっていませんけれども、産科医2人に麻酔科医1人、優秀な助産師、看護師が10人ぐらいいないと3交代で分娩を扱っていけないという状況ですので、開業を支援していくにはどうしたらいいかということで、身近にはさくらレディースクリニックの先生が、当初分娩をお考えになりながら開業なさったと思っておりますけれども、何がネックで今の状況になっているかということも非常に参考になると思っておりますので、そういうことを研究しながら、塩尻市の地域医療をどうしていくかということ、ぜひお願いしたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。よろしいでしょうか。

それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第13号については、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第13号塩尻市医学生奨学資金貸与条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第14号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○委員長 議案第14号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。説明を求めます。

○社会教育スポーツ課長 それでは、議案第14号人権擁護委員の候補者の推薦についてをお願いいたします。

議案関係資料29ページをお願いいたします。1提案の理由ですが、人権擁護委員の候補者の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

2概要、市内の人権擁護委員10名のうち、近藤君夫氏、小野計江氏及び森川房代氏の3氏が令和3年12月31日に任期満了になることに伴いまして、次の3氏を適任者と認め推薦しようとするものです。1人目が小野計江氏再任、2人目が森川房代氏再任、3人目が伊藤広茂氏新任です。

3略歴書ですが、30、31、32ページに3氏について、それぞれ添付をさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。説明は、以上となります。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○永田公由委員 委員の候補者の推薦はいいのですけれども、市内で最近、差別事案というものは見られますか。

○社会教育スポーツ課長 あからさまに差別というような事案は、私どもには報告は今のところ上がってきておりませんが、やはりネットを使った誹謗中傷であるとかそういった事案は、特にコロナ禍におきまして頻発をしているものと認識をしております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○古畑秀夫委員 新しく決まってくると、男性、女性、何人ずつとか、地域とのバランスというか、そういうのも考えておるわけですか。お聞きしたいと思います。

○社会教育スポーツ課長 まず、地域の部分ですが、市内10地区ありまして、各地区から1名ずつという形で推薦をさせていただいております。男女比ですが、女性が6名、男性が4名という形になっております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

ないようなので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第14号については原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号人権擁護委員の候補者の推薦については、全員一致をもって同意するものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査を終了します。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長の報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。理事者側から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、提案をいたしました全ての案件について御理解を賜り、大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、9月定例会、社会文教常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時46分 閉会

令和3年9月13日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

社会文教常任委員会委員長 小澤 彰一 印